



各事業所 殿

(一社)鳥取県労働基準協会 西部支部

支部長 永東 康文



足場の組立て、解体、変更業務従事者特別教育の実施について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の業務には、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

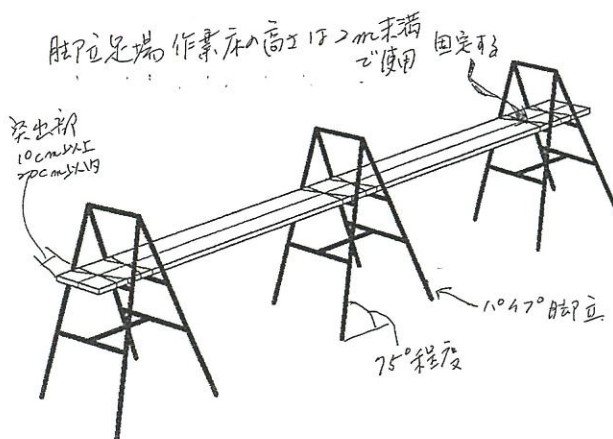
さて、足場からの転落・墜落による労働災害は多く発生しており、死亡災害も少なくありません。

こうした現状を踏まえ、足場からの転落・墜落災害を防止するため労働安全衛生規制が改正され、平成 27 年 7 月 1 日より施行されています。

これにより足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)に従事する者に対し、事業者は特別教育の実施を義務付けられることとなりました。

つきましては、標記特別教育を下記のとおり実施することといたしましたので、この機会に是非とも受講いただきますようご案内いたします。

下図のような組立等作業に関しましても受講が必要となります。



記

1. 日 時 平成31年1月10日(木) 9:00~16:00 (8:30~受付開始)

2. 場 所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

3. 講師 一級技能検定員、一級とび技能士 吉森 英樹氏
4. 受講料 協会員 8,000円 非協会員 10,000円
(1人あたり) (1人あたり)

(テキスト「足場の組立て、解体、変更業務従事者安全必携」
代金800円税込を含む)

5. 研修日程

講習科目	講習時間
足場及び作業の方法に関する知識	3時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5時間
労働災害の防止に関する知識	1.5時間
関係法令	1時間

6. 受講申込方法

別添申込書により申し込んで下さい。

なお、受講料は申込と同時に振り込んで下さい。

【振込口座番号】 山陰合同銀行 米子支店(普)3699989

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部 をご利用下さい。

締切日以降の取消の申し出がありましても受講料は返却できませんので、
予めご了承ください。

7. 申込期限

平成31年1月4日(金)

8. その他

- 1) 労働基準協会発行の特別教育等受講者記録(旧受講証)をお持ちの事業所は
必ず受講者に持参させ、受付の際に提出してください。

又、受講者には各人に修了証を交付します。

- 2) 受講者に当日の日程を周知させておいて下さい。

(受講者への受講票は予め発行しませんので、開始時刻までに会場においで下さい。)

- 3) 問い合わせ先

米子市東町11メゾン東町ビル2F

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

TEL 34-5876 FAX 34-6877

足場の組立て解体・変更業務従事者特別教育申込書

1月10日（木）開催

フリガナ 氏名	生 年 月 日
	昭・平 年 月 日
	昭・平 年 月 日
	昭・平 年 月 日
	昭・平 年 月 日

（特別教育修了証を交付しますので、氏名・生年月日は正確に記入してください。）

協 会 員（東 部・中 部・西 部） 非協会員

（該当する方に○印をする。）

上記のとおり申し込みます。

なお、受講料は別途（ 月 日）振込みます。

（ 月 日）協会へ持参します。

受講料は、受講当日は受け取れません。

【振込口座番号】 山陰合同銀行 米子支店(普)3699989
(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

平成 年 月 日

事業所名

所在地〒

(TEL)

(FAX)

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部長 殿

(申込期限 1月 4日迄)

(FAX 0859-34-6877)